

○北海道警察職員任用規程

北海道警察本部訓令第9号

昭和60年7月1日

改正 昭和61年2月10日警察本部訓令第3号、10月22日第10号、平成元年2月21日第1号、2年5月1日第9号、8月30日第12号、4年4月9日第10号、5年9月24日第10号、6年1月12日第1号、3月2日第6号、7年3月31日第9号、12月6日第30号、8年2月16日第1号、9年4月1日第8号、10年3月16日第3号、27日第7号、11年2月16日第2号、15年3月18日第5号、16年4月1日第10号、18年2月10日第2号、21年3月31日第6号、22年3月16日第2号、23年7月27日第12号、24年3月22日第8号、24年6月25日第16号、26年2月12日第1号、26年6月25日第14号、27年2月27日第1号、28年3月1日第1号、29年12月25日第29号、30年3月22日第5号、令和2年3月27日第14号、5年3月22日第11号、6年3月15日第7号

北海道警察職員任用規程を次のように定める。

北海道警察職員任用規程

北海道警察職員任用規程（昭和42年北海道警察本部訓令甲第18号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 採用

第1節 警察官の採用（第4条－第13条）

第2節 一般職員の採用（第14条・第15条）

第3節 会計年度任用職員等の任用（第16条－第19条）

第4節 受験資格等の調査（第20条・第21条）

第5節 条件付採用（第22条－第24条）

第3章 昇任

第1節 警察官の昇任（第25条－第29条）

第2節 一般職員の昇任（第30条－第33条）

第3節 昇任手続等（第34条－第39条の4）

第4章 補則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察の職員の任用に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）、職員の任用の方法及び手続に関する規則（昭和28年北海道人事委員会規則6－0）、職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（昭和36年北海道人事委員会規則6－6。以下「委任規則」という。）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員でない者を、新たに職員の職に任命することをいう。
- (2) 昇任 警察官については、警察法（昭和29年法律第162号）第62条に規定する警察官の階級を現に有する階級より上位の階級に任命することをいい、一般職員については、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号）の規定による職員の職を現に有する職より上位の職に任命することをいう。
- (3) 降任 警察官については、警察法第62条に規定する警察官の階級を現に有する階級より下位の階級に任命することをいい、一般職員については、北海道警察の組織に関する

訓令の規定による職員の職を現に有する職より下位の職に任命することをいう。

(4) 採用試験 職員を採用するための競争試験をいう。

(5) 昇任試験 職員を昇任させるための選考試験をいう。

第3条 削除

第2章 採用

第1節 警察官の採用

(警察官の採用)

第4条 警察官は、委任規則第2条第1項第9号の規定に基づき、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う警察官採用試験の合格者のうちから、巡査の階級で採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 現に警察庁の警察官若しくは皇宮護衛官又は都府県警察の警察官である者を、選考によって、その者の経歴に相当した階級の警察官に採用するとき。

(2) かつて北海道警察官であった者を、選考によって、その者の経歴に相当した階級の警察官に採用するとき。

(3) かつて都道府県警察の警察官であった者で、途中でやむを得ず退職したものを、選考によって、その者の警察官としての勤務経歴に相当した階級の警察官に採用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、警察官としての適性を有し、かつ、補充しようとする職に必要な知識、技能を有すると認められる者を、選考によって、その者の経歴に相当した階級の警察官に採用するとき。

(採用試験の区分)

第5条 警察官の採用試験は、次表の左欄に掲げる採用試験に区分し、その対象となる職は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 試験区分 | | 試験の対象となる職 |
|-------------|--------|-----------------|
| 警察官 採用試験 | 男性警察官A | 公安職給料表の職務の級1級の職 |
| | 男性警察官B | |
| | 女性警察官A | |
| | 女性警察官B | |

(試験種目等)

第6条 採用試験による職務遂行に必要な能力の判定は、次表の左欄に掲げる試験区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる試験種目について行う。

| 試験区分 | 試験種目 | |
|-------------|--------|---------------------|
| | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 警察官 採用試験 | 男性警察官A | 口述試験、体力試験及び 身体検査 |
| | 男性警察官B | |
| | 女性警察官A | |
| | 女性警察官B | |

2 前項の第2次試験を受けようとする者には、医師による健康診断の結果を証明する書面の提出を求めるものとする。

(受験資格等)

第7条 警察官の採用試験の受験資格・身体基準は、次表に掲げるとおりとする。

| 試験区分 受験資格等 | | 男性警察官 A | 男性警察官 B | 女性警察官 A | 女性警察官 B |
|------------------|---------------------|--|--------------------------|---|--------------------------|
| 受 験 資 格 | (1) 年齢 及び性 別 | 採用基準日現在の年齢が18歳以上33歳未満の男性 | 採用基準日現在の年齢が18歳以上33歳未満の男性 | 採用基準日現在の年齢が18歳以上33歳未満の女性 | 採用基準日現在の年齢が18歳以上33歳未満の女性 |
| | (2) 学歴 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条に規定する大学の修業年限を終了した者（採用日までに大学を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力があると認める者 | A区分以外の者で学歴は問わない。 | 学校教育法第87条に規定する大学の修業年限を終了した者（採用日までに大学を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力があると認める者 | A区分以外の者で学歴は問わない。 |
| 身 体 基 準 | (1) 視力 | 両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上であること、又は矯正視力がおおむね1.0以上であること。 | | | |
| | (2) 前号 以外の 機能 | 職務執行に支障がないこと。 | | | |

第8条 削除

(採用試験の実施)

第9条 警察官の採用試験は、毎年1回以上行う。ただし、警察本部長は、採用試験の対象となる職に欠員の生ずることが予想されないなどの事情が認められる場合には、採用試験を行わないことができる。

(採用試験の告知及び周知)

第10条 警察本部長は、警察官の採用試験を行う場合には、公告その他適切な方法により告知するものとする。

2 前項の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 採用試験の名称及び試験区分並びに給与
- (2) 採用予定数
- (3) 受験資格
- (4) 採用試験の実施時期、試験地及び方法
- (5) 合格者発表の時期及び方法
- (6) 受験手続
- (7) 採用の経路
- (8) その他採用試験に関し必要と認める事項

(受験の拒否等)

第11条 警察本部長は、次に掲げる者については、当該採用試験を受けさせず、若しくは当該採用試験の実施の場所から退場を命じ、又は既に受けた当該受験を無効とすることができる。

- (1) 不正な手段により当該採用試験を受け、又は受けようとした者

- (2) 試験に関する定めに違反し、又は試験官の指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該採用試験の適正な実施を妨げた者
(合格者の決定)

第12条 警察本部長は、最終の合格者を決定したとき及び第1次試験の合格者を決定したときは、別に定める方法によりその受験番号を公表するとともに、当該合格者に通知するものとする。

(採用候補者名簿の作成等)

第13条 警察本部長は、職員の任用の方法及び手続に関する規則第5章第1節(第31条の規定を除く。)に定めるところにより、採用候補者名簿の作成、統合その他の手続をとるものとする。

- 2 採用候補者名簿の有効期間は、その確定の日から起算して当該日の属する年度の翌年度の末日までの期間とする。ただし、警察本部長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

第2節 一般職員の採用

(採用の方法)

第14条 一般職員は、北海道人事委員会の行う採用試験に合格し、又は選考された者のうちから、必要とする職に採用するものとする。ただし、委任規則第2条第1項第1号から第5号まで及び第10号の規定に基づく選考による場合は、この限りでない。

- 2 委任規則第2条第1項第1号から第5号まで及び第10号の規定に基づく選考により一般職員を採用する場合は、原則として、面接を行うものとし、必要に応じて筆記・論(作文)試験を行うことができる。

(採用時の書類等の提出)

第15条 一般職員の採用に当たっては、採用を希望する者から、次に掲げる書類又は資料の提出を求めるものとする。

- (1) 履歴書及び写真(面接前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの)
- (2) 補充しようとする職に特に必要な技能を有すると認められる者を採用する場合には、当該技能を有していることを証明する書類又はその写し
- (3) 前2号に定めるもののほか、警察本部長が必要と認める書類又は資料

第3節 会計年度任用職員等の任用

(会計年度任用職員の任用)

第16条 警察本部長は、非常勤の職に充てるため、会計年度任用職員を任用することができる。

- 2 会計年度任用職員の任用手続等については、別に定める。

(臨時的任用職員の任用)

第17条 警察本部長は、必要により、職員を臨時的に任用することができる。

- 2 臨時的任用職員の任用手続等については、別に定める。

(任用の方法)

第18条 会計年度任用職員及び臨時的任用職員を任用する場合は、面接を行い、及び健康状態を確認するものとする。

(任用時の書類等の提出)

第19条 第15条(採用時の書類等の提出)の規定は、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用について準用する。

第4節 受験資格等の調査

(警察官等の受験資格等の調査)

第20条 警察官及び一般職員を採用する場合は、その職に必要な適格性及び能力並びに受験資格の有無について、調査を行う。

(会計年度任用職員等の受験資格等の調査)

第21条 会計年度任用職員及び臨時的任用職員を任用する場合は、前条の規定に準じて行う。
第5節 条件付採用

(条件付採用期間)

第22条 職員の条件付採用期間は、採用後6月とする。ただし、当該6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、初任教養中の警察官の条件付採用期間は、当該初任教養の期間とする。

3 第1項ただし書及び前項の規定による期間が採用後1年を超えるときは、条件付採用期間は1年とする。

(会計年度任用職員の条件付採用期間)

第22条の2 会計年度任用職員の条件付採用期間は、採用後1月とする。ただし、当該1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでの期間とする。

2 前項ただし書の規定による期間は、当該職員の任期を超えることができない。

(条件付採用期間中の職員の免職及び降任)

第23条 条件付採用期間中の職員の免職及び降任にあっては、別に定めるところによる。

(正式採用)

第24条 職員が条件付採用期間その職務を良好な成績で遂行したときは、正式採用になるものとする。

第3章 昇任

第1節 警察官の昇任

(各階級への昇任)

第25条 警察官の階級巡査部長以上の職への昇任は、試験によるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する警察官については、前項の規定にかかわらず、その者の1階級上位の階級に昇任させることができる。

(1) 警察勲功章又は警察功労章を授与された者

(2) 公務上の負傷若しくは疾病により死亡し、又は重度障害となった者

(3) 20年以上勤務して退職する者又は15年以上勤務して死亡した者で、現階級に1年以上在級し、かつ、在職中の勤務成績が優良と認められるもの。ただし、自己の都合で退職する場合は、現階級の在級年数は警部については7年以上、警部補以下については4年以上とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部長が、特に昇任させることを適当と認める者

3 生命をとして職務を遂行し死亡した者については、第1項の規定にかかわらず、その者の2階級上位の階級に昇任させることができる。

4 地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任した者に対する前2項による昇任は、降任前の階級を基準としてこれを行うことができる。

5 前3項の場合において、死亡した者に対する昇任は、その者の生前の日にさかのぼって行うものとする。

(試験区分及び受験資格)

第26条 警察官の昇任試験は、次表の左欄に掲げる区分によるものとし、その受験資格はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、警察本部長は、必要により、受験資格の年数を1年以内の範囲内において短縮し、又は延長することができる。

| 区 分 | 受 験 資 格 |
|-------------|----------------------------|
| 警 視 昇 任 試 験 | 警部の階級に7年以上在級し、かつ、年齢59歳未満の者 |

| | | | |
|---------------|----|----------------------------------|--|
| 警 部 昇任試験 | 一部 | 警部補の階級に4年以上在級し、かつ、年齢59歳未満の者 | |
| | 二部 | 警部補の階級に6年以上在級し、かつ、年齢45歳以上59歳未満の者 | |
| 警 部 補 昇任試験 | 一部 | 4年制大学卒業者 | 巡査部長の階級に2年以上在級している者 |
| | | 短期大学卒業者 | 巡査部長の階級に3年以上在級している者 |
| | | 上記以外の者 | 巡査部長の階級に4年以上在級している者 |
| | 二部 | 巡査部長の階級に8年以上在級している者 | |
| | 三部 | 巡査部長の階級に10年以上在級し、かつ、年齢50歳以上の者 | |
| 巡査部長 昇任試験 | 一部 | 4年制大学卒業者 | 巡査の階級に2年以上在級している者 |
| | | 短期大学卒業者 | 巡査の階級に3年以上在級している者 |
| | | 上記以外の者 | 巡査の階級に4年以上在級している者 |
| | 二部 | 4年制大学卒業者 | 巡査の階級に7年以上在級している者又は一部の受験資格を有する年齢36歳以上の者 |
| | | 短期大学卒業者 | 巡査の階級に9年以上在級している者又は一部の受験資格を有する年齢36歳以上の者 |
| | | 上記以外の者 | 巡査の階級に11年以上在級している者又は一部の受験資格を有する年齢36歳以上の者 |
| | 三部 | 4年制大学卒業者 | 巡査の階級に17年以上在級している者又は二部の受験資格を有する年齢40歳以上の者 |
| | | 短期大学卒業者 | 巡査の階級に19年以上在級している者又は二部の受験資格を有する年齢40歳以上の者 |
| | | 上記以外の者 | 巡査の階級に21年以上在級している者又は二部の受験資格を有する年齢40歳以上の者 |

2 受験資格の期間計算及び年齢は、次に定めるところによるものとする。

(1) 当該昇任試験の実施日の属する年度の4月1日を基準日とする。ただし、別に基準日を指定した場合は、この限りでない。

(2) 停職、休職及び休業（育児休業を除く。）により現実に職務をとらない期間は、在級年数に含めない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項に規定する受験資格を有する場合であっても、昇任試験を受けることができない。

(1) 試験の実施日前1年以内に懲戒処分を受けている者

(2) 試験の実施日現在において、次のいずれかに該当する者

ア 北海道警察職員健康管理規程（平成14年北海道警察本部訓令第24号）第19条の規定による指導区分（勤務管理の区分の平常を除く。）の決定を受けている者

イ 休業の承認を受けている者であって、当該休業の期間が試験の実施日の属する年度の翌年度にわたることとなるもの

(3) 試験の実施日の属する年度内に北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第3条の定年に達する者

(4) 当該在級年数のうち育児休業の期間を除算した期間が1年未満である者

(5) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務している者

（昇任試験の種別等）

第27条 警察官の昇任試験は、択一試験、第1次試験及び第2次試験とする。ただし、警視昇任試験並びに警部補及び巡査部長昇任試験の三部については、択一試験を行わないこととする。

2 択一試験は五肢択一式による筆記試験、第1次試験は論文式による筆記試験、第2次試験は口述試験及び術科試験とする。ただし、警視昇任試験並びに警部補及び巡査部長昇任試験の三部については、術科試験を行わないこととする。

3 警部、警部補及び巡査部長昇任試験の第1次試験は、択一試験に合格した者について行う。ただし、警部補及び巡査部長昇任試験の三部受験者並びに次条の規定により択一試験の免除の決定を受けた者については、この限りでない。

4 第2次試験は、第1次試験に合格した者について行う。

(択一試験の免除)

第28条 警察本部長は、別に定めるところにより、警部、警部補及び巡査部長昇任試験の択一試験の免除を決定することができる。

2 択一試験の免除を決定したときは、あらかじめ、当該免除者に通知するものとする。

(評価項目)

第29条 警察官の昇任試験の評価項目は、次表の左欄に掲げる試験区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、警察本部長は、必要により、昇任試験の評価項目の一部を省略し、又は追加することができる。

| 区 分 | | 評 価 項 目 | | |
|----------------------|-----|--|--|--|
| | | 択 一 試 験 | 第 1 次 試 験 | 第 2 次 試 験 |
| 警視昇任試験 | | | <筆記試験> <input type="radio"/> 総合論文 <input type="radio"/> 実務論文 | <口述試験> <input type="radio"/> 人物評定 |
| 警 部 昇任試験 | 一 部 | <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察実務 | <筆記試験> <input type="radio"/> 憲法・警察行政法 <input type="radio"/> 刑法・刑事訴訟法 <input type="radio"/> 警察管理 <input type="radio"/> 生活安全警察 <input type="radio"/> 地域警察 <input type="radio"/> 刑事警察 <input type="radio"/> 交通警察 <input type="radio"/> 警備警察 | <口述試験> <input type="radio"/> 人物評定 <術科試験> <input type="radio"/> 点検教練 <input type="radio"/> 拳銃操法 (使用判断等を含む。) |
| | 二 部 | <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察実務 | <筆記試験> <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察管理 <input type="radio"/> 重要事案初動指揮 <input type="radio"/> 警察実務 (総務・警務、生活安全、地域、刑事、交通又は警備警察のうち、現係に対応する1科目選択) | |
| 警部補及 び巡査部 長昇任試 | 一 部 | <input type="radio"/> 社会常識 <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察実務 | <筆記試験> <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察管理 <input type="radio"/> 生活安全警察 <input type="radio"/> 地域警察 <input type="radio"/> 刑事警察 <input type="radio"/> 交通警察 <input type="radio"/> 警備警察 | <口述試験> <input type="radio"/> 人物評定 <術科試験> <input type="radio"/> 点検教練 <input type="radio"/> 拳銃操法 (使用判断等を含む。) <input type="radio"/> 逮捕術 |
| | 二 部 | <input type="radio"/> 社会常識 <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察実務 | <筆記試験> <input type="radio"/> 法学一般 <input type="radio"/> 警察管理 <input type="radio"/> 警察実務 (総務・警務、生活安全、地域、刑事、交通又は警備警察のうち、) | |

| | | | | |
|---|--------|--|---|-----------------|
| 験 | | | 現係に対応する1科目 選択) | |
| | 三 部 | | <筆記試験> ○警察管理 ○警察実務 (総務・警務、生活安 全、地域、刑事、交通 又は警備警察のうち、 現係に対応する1科目 選択) | <口述試験> ○人物評定 |

第2節 一般職員の昇任

(昇任の方法)

第30条 一般職員の主任(同相当職を含む。以下同じ。)以上の職への昇任は、試験又は選考によるものとする。

(試験区分及び受験資格)

第31条 一般職員の昇任試験は、次表の左欄に掲げる区分によるものとし、その受験資格は同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、警察本部長は、必要により、受験資格の年数を1年以内の範囲内において短縮し、又は延長することができる。

| 区 分 | | 受 験 資 格 | |
|-------------|-----|---------------------------------------|------------------|
| 調査官級昇任試験 | | 課長補佐級の職に7年以上在級し、かつ、年齢59歳未満の者 | |
| 課長補佐級昇任試験 | | 係長級の職に6年以上在級し、かつ、年齢59歳未満の者 | |
| 係長級昇任試験 | | 中級職又は警察行政A採用者(同相当を含む。) | 主任の職に4年以上在級している者 |
| | | 初級職又は警察行政B採用者(同相当を含む。) | 主任の職に6年以上在級している者 |
| | | 上記以外の者 | 主任の職に8年以上在級している者 |
| 主 任 昇任試験 | 一 部 | 中級職、警察行政A又は警察行政B(短期大学卒業者)採用者(同相当を含む。) | 係の職に5年以上在級している者 |
| | | 初級職又は警察行政B(短期大学卒業者以外の者)採用者(同相当を含む。) | 係の職に7年以上在級している者 |
| | | 上記以外の者 | 係の職に9年以上在級している者 |
| | 二 部 | 中級職、警察行政A又は警察行政B(短期大学卒業者)採用者(同相当を含む。) | 係の職に11年以上在級している者 |
| | | 上記以外の者 | 係の職に13年以上在級している者 |

2 一般職員の選考による昇任については、別に定めるところによる。

3 第26条第2項及び第3項の規定は、一般職員の昇任試験について準用する。

(昇任試験の種別)

第32条 一般職員の昇任試験は、第1次試験及び第2次試験とする。

2 第1次試験は論文式による筆記試験、第2次試験は口述試験とする。

(評価項目)

第33条 一般職員の昇任試験の評価項目は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、警察本部長は、必要により、昇任試験の評価項目の一部を省略し、又は追加することができる。

| 区 分 | | 評 価 項 目 | |
|----------------|-----|------------------------------------|-----------------|
| | | 第 1 次 試 験 | 第 2 次 試 験 |
| 調査官級昇任試験 | | <筆記試験> ○総合論文 | <口述試験> ○人物評定 |
| 課長補佐級昇任試験 | | <筆記試験> ○警察管理 ○警察実務 | <口述試験> ○人物評定 |
| 係長級昇任試験 | | <筆記試験> ○警察管理(社会常識を含む。) ○警察実務 | <口述試験> ○人物評定 |
| 主 任 昇 任 試 験 | 一 部 | <筆記試験> ○警察管理(社会常識を含む。) ○警察実務 | <口述試験> ○人物評定 |
| | 二 部 | <筆記試験> ○警察管理(社会常識を含む。) | <口述試験> ○人物評定 |

第3節 昇任手続等

(昇任試験の実施)

第34条 警察官及び一般職員の昇任試験は、それぞれ毎年1回以上行う。ただし、警察本部長は、昇任の対象となる職に欠員が生ずることが予想されないなどの事情が認められる場合には、当該職についての昇任試験を行わないことができる。

(昇任試験実施の告知)

第35条 警察本部長は、昇任試験を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を所属長に告知するものとする。

- (1) 昇任試験の対象となる階級及び職種並びに昇任試験の適用区分
- (2) 昇任試験の実施時期及び資格
- (3) 受験申込の時期及び手続
- (4) その他昇任試験の実施に関し必要と認める事項

2 所属長は、前項の規定による告知を受けた場合は、所属職員に受験に必要な事項を周知しなければならない。

(昇任試験の受験の申出)

第36条 第26条第1項又は第31条第1項に規定する受験資格を有する者(第26条第3項第1号、第3号、第4号又は第5号(第31条第3項において準用する場合を含む。)に該当する者を除く。)は、別に定める受験申込手続により昇任試験を受けるかどうかについて当該所属長に申し出なければならない。

2 所属長は、前項の規定による申出を受けたときは、指定の期日までに警務部長に(札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長を経由して警務部長に)報告しなけ

ればならない。

(昇任試験委員会)

第37条 昇任試験を適正に行うため、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に昇任試験委員会（以下「試験委員会」という。）を置く。

- 2 試験委員会においては、警察本部長の命を受け、各級昇任試験を実施してその昇任適格者を選考する。
- 3 試験委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次表に掲げる職にある者及びその他必要により委員長が指名する者をもって充てる。

| 試験種別 | 委員長 | 副委員長 | 委員 |
|---|-------|--------------|---|
| 警視昇任試験 | 警察本部長 | 警務部長 | ○警察本部の総務、生活安全、地域、刑事、交通及び警備の各部長 ○警察本部警務課長 |
| 調査官級昇任試験 | 警察本部長 | 警務部長 | ○総務部長 ○警察本部の総務部及び警務部の参事官 ○警察本部警務課長 |
| 警部、警部補及び 巡査部長並びに 一般職員（調査官級を除く。） 昇任試験 | 警務部長 | 警察本部 警務課長 | ○警察本部の各部の参事官 ○北海道警察学校副校長 ○各方面本部の警務課長 |

- 4 試験委員会は、委員長が必要の都度招集し、その運営は次に掲げるところによる。
 - (1) 委員長は、会務を総括し、会議を主宰する。
 - (2) 会議は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。
 - (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその事務を代行する。
 - (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。
 - (5) 委員長は、委員会の庶務に従事させるため、書記若干人を指名することができる。
- 5 委員長は、試験委員会における昇任適格者の選考結果について、警察本部長に報告するものとする。ただし、警視昇任試験及び調査官級昇任試験については、この限りでない。
(合格者の決定)

第38条 警察本部長は、前条第5項の規定による報告に基づいて、昇任試験の合格者を決定するものとする。

- 2 警察本部長は、前項の合格者を決定したときは、速やかにこれを発表するとともに、当該合格者に対し合格証書（別記第1号様式）を交付するものとする。
(昇任候補者名簿への登録)

第39条 警察本部長は、前条第1項の規定により合格者を決定したときは、昇任試験の区分ごとに、合格者の所属、氏名及び得点を昇任候補者名簿に登録するものとする。

(昇任者の決定)

第39条の2 警察本部長は、前条の規定により昇任候補者名簿に登録した者（以下「昇任候補者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものの中から、昇任させる者（第25条第2項の規定により昇任させる者を除く。）を決定するものとする。

- (1) 当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）に過員が生じたことにより昇任させることができないおそれがある者
- (2) 育児休業その他の休業の承認を受けている者であって、当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）の職務をとることができないおそれがあるもの
- (3) 心身の故障のため当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないおそれがある者
- (4) 前号に掲げるもののほか、当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）に必要な適格性を欠くおそれがある者
（昇任候補者名簿からの削除）

第39条の3 警察本部長は、昇任候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、これを昇任候補者名簿から削除することができる。

- (1) 当該昇任候補者名簿に係る階級（職）に任命された場合
 - (2) 受験に際し、不正の行為があったことが判明した場合
 - (3) 懲戒処分を受けた場合
 - (4) 心身の故障のため当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
 - (5) 前号に掲げるもののほか、当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）に必要な適格性を欠くことが明らかになった場合
- 2 警察本部長は、前項の規定により昇任候補者を当該昇任候補者名簿から削除しようとする場合が必要があると認めるときは、昇任候補者名簿削除審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、その適否について審査させるものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には警察本部の各部長（警務部長を除く。）及び警察本部警務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査委員会における審査結果について、警察本部長に報告するものとする。
- 5 警察本部長は、第1項の規定により昇任候補者を当該昇任候補者名簿から削除した場合は、その旨を削除通知書（別記第2号様式）により当該昇任候補者に通知するものとする。
（登録の有効期間）

第39条の3の2 第39条の規定による昇任候補者名簿への登録の有効期間は、当該登録の日から起算して当該日の属する年度の翌年度の4月1日までの期間とする。ただし、警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する者については、当該有効期間を1年以内に限り延長することができる。

- (1) 当該昇任候補者名簿の対象となる階級（職）に過員が生じたことにより昇任させることができなかった者
- (2) 前号に掲げるもののほか、警察本部長が当該有効期間を延長する必要があると認める者
（職員の願い出による降任）

第39条の4 警察本部長は、職員自身から降任の願い出があったときは、別に定めるところにより当該職員を降任させることができる。

第4章 補則 （秘密の保持）

第40条 職員の採用及び昇任に関する事務に従事する者は、職員の採用及び昇任に関する秘密その他その職務上知り得た秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

（委任）

第41条 この訓令に定めるもののほか、職員の採用及び昇任に関し必要な事項は、警務部長が定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和61年2月21日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和61年10月22日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成元年3月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成2年8月30日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成4年4月21日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成6年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成6年1月21日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月2日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成7年12月6日から施行する。

附 則（平成8年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の北海道警察職員任用規程第38条第1項の規定により昇任試験に合格している者で当該昇任試験に係る階級（職）に昇任していないものは、改正後の北海道警察職員任用規程（以下「新規程」という。）第39条の昇任候補者名簿に登載されているものとみなし、新規程第39条の2及び第39条の3の規定の適用を受ける。

附 則（平成18年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成18年2月10日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察職員任用規程の規定により作成された任用候補者名簿に係る統合その他の手続並びに昇任候補者名簿に登載されている者に係る昇任者の決定及び昇任候補者名簿からの削除については、なお従前の例による。

3 この訓令施行の際現に警察庁、都府県警察その他の国又は地方公共団体の機関に出向し、又は派遣されている者のうち、平成21年10月1日以前に出向し、又は派遣されたものに係る平成22年度の昇任試験の受験制限については、この訓令による改正後の北海道警察職員任用規程（以下「新規程」という。）第26条第3項（新規程第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成23年7月27日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成24年6月25日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成26年2月12日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成26年6月30日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年2月27日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成29年12月25日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年3月22日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年警察本部訓令第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略